

経済産業省

20230310保局第2号
令和5年3月20日

登録適合性確認機関の申請・届出等に係る確認要領

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

電気事業法（昭和39年法律第170号、以下「法」という。）第67条の登録の申請及び法第73条の業務規程について、法及び電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号、以下「規則」という。）に基づき、確認等を行うために具体的な要領を定めることを目的とする。

記

1. 登録

（登録）

法第六十七条 第四十八条の二第一項の登録（以下この節において単に「登録」という。）は、経済産業省令で定めるところにより、適合性確認を行おうとする者の申請により行う。

登録適合性確認機関として登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、法第67条に基づき、経済産業大臣に対して申請しなければならない。当該申請の審査にあたっては、以降の内容について確認を行う。

1. 1. 欠格条項

(欠格条項)

法第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第七十八条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

法第 68 条には、登録申請者に対しての欠格条項を規定しており、同条各号のいずれにも該当しないことが登録の条件となる。

なお、当該条項の確認方法としては、代表者の宣誓書（証明書）により行うが、役員の変更等に対応するため新規及び更新の登録に係わらず確認する必要がある。

1. 2. 登録の基準

(登録の基準)

法第六十九条 経済産業大臣は、第六十七条の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

- 一 特殊電気工作物の性能を総合的に評価する手法を用いて適合性確認を行うものであること。
- 二 次のいずれかに該当する者が適合性確認を実施し、その人数が二名以上であること。
 - イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において電気工学、土木工学、機械工学若しくは建築学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、電気工作物の工事、維持若しくは運用に関する実務又は適合性確認に関する実務に通算して二年以上従事した経験を有するもの
 - ロ 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において電気工学、土木工学、機械工学若しくは建築学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）であつて、電気工作物の工事、維持若しくは運用に関する実務又は適合性確認に関する実務に通算して四年以上従事した経験を有するもの
 - ハ 電気工作物の工事、維持若しくは運用に関する実務又は適合性確認に関する実務に通算して六年以上従事した経験を有する者
- 三 登録申請者が、特殊電気工作物を設置する者（以下この号及び第七十五条第二項において「特殊電気工作物設置者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
 - イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、特殊電気工作物設置者とその親法人（会社法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める特殊電気工作物設置者の役員又は職員（過去二年間に当該特殊電気工作物設置者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、特殊電気工作物設置者の役員又は職員（過去二年間に当該特殊電気工作物設置者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

2 登録は、適合性確認機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が適合性確認を行う事業所の所在地

四 前三号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

（適合性確認の義務）

法第七十一条 登録を受けた者（以下「登録適合性確認機関」という。）は、適合性確認を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、適合性確認を行わなければならない。

2 登録適合性確認機関は、公正に、かつ、経済産業省令で定める方法により適合性確認を行わなければならない。

3 登録適合性確認機関は、適合性確認を行うときは、第六十九条第一項第二号に規定する者に適合性確認を実施させなければならない。

（適合性確認の方法）

規則第百七条 法第七十一条第二項に規定する経済産業省令で定める方法は、次に掲げる事項を確認することにより特殊電気工作物の性能を総合的に評価する手法を用いて、発電用風力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十三号）第四条、第五条及び第七条に規定する基準への適合性確認を行う方法とする。

一 特殊電気工作物への作用及びその設定の根拠が適切であること。

二 特殊電気工作物の諸元が、前号の作用及び当該特殊電気工作物の要求性能に対して適切であること。

三 前二号の照査の実施方法が適切であること。

法第69条には、登録申請者に求める要件を規定しており、第1項各号に掲げる要件にいずれも適合することを確認し、登録を行う。

なお、第1項第1号には、適合性確認の手法についての要件を定めており、具体的には、法第71条及び規則第107条において、適合性確認の確認対象、準拠基準及び確認方法が規定されている。

これらの確認については、新規の登録申請及び更新の登録申請に係わらず行う必要がある。

1. 3. 登録申請

(登録)

規則第百六条 法第六十七条の規定により申請をしようとする者は、様式第六十九の登録適合性確認機関登録申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- 二 事業所の名称及び所在地を記載した書類
- 三 申請者が法第六十八条各号の規定に該当しないことを説明した書面
- 四 特殊電気工作物の性能に関する評価の手法及び実績を説明した書類
- 五 適合性確認の業務を行う者が法第六十九条第一項第二号の規定に適合することを説明した書類
- 六 申請者が法第六十九条第一項第三号の規定に適合することを説明した書類

規則第 106 条には、登録申請者が申請の際に提出しなければならない書類を規定している。

各号の書類として具体的に求めるものの一例は下記のとおり。なお、いずれも日本語により記載された書類により確認を行う。

第 1 号 及び第 2 号	現在事項全部証明書
第 3 号	申請者及びその業務を行う役員全員が欠格条項に該当しないことを示す代表者が自ら発行した証明書
第 4 号	①信頼性のある適合性確認証明書を発行できる組織である製品認証機関※であることの認定書 ※IAF（国際認定フォーラム）の MLA（相互承認）メンバーである認定機関により認定された、ISO/IEC 17065（JIS Q 17065）に基づく製品認証機関 ②規則第 107 条に規定される技術基準への適合性の確認手法及びその実績を説明した文書（適合性確認の対象設備及び設置場所に応じて確認）
第 5 号	確認員の卒業証明書及び実務経歴証明書
第 6 号	申請者が特殊電気工作物設置者に支配されていないことを示す代表者が自ら発行した証明書

1. 4. 登録免許税

○登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）

（課税の範囲）

第二条 登録免許税は、別表第一に掲げる登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明（以下「登記等」という。）について課する。

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一～百三 （略）		
百四 小売電気事業の登録、みなし小売電気事業者の指定旧供給区域の変更の許可、一般送配電事業の許可若しくは電気の供給区域の変更若しくは供給区域外に設置する電線路による供給の許可、送電事業の許可若しくは振替供給の相手方の変更の許可、配電事業の許可若しくは電気の供給区域の変更若しくは供給区域外に設置する電線路による供給の許可、特定送配電事業者による小売供給の登録、特定供給の許可、認定電気使用者情報利用者等協会の認定又は電気工作物に係る登録適合性確認機関、登録安全管理審査機関若しくは登録調査機関の登録		
(一～十) （略）	(略)	(略)
(十一) 電気事業法第四十八条の二第一項（登録適合性確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(十二) ・ (十三) （略）	(略)	(略)
百五～百六十 （略）		

登録適合性確認機関としての登録に際しては、登録免許税の納付が必要となる（納付額は 1 件につき 9 万円）。

2. 業務規程

2. 1. 業務規程の届出

(業務規程)

法第七十三条 登録適合性確認機関は、適合性確認の業務に関する規程（以下この節において「業務規程」という。）を定め、適合性確認の業務の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、適合性確認の実施方法、適合性確認に関する料金の算定方法その他の経済産業省令で定める事項を定めておかななければならない。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による届出のあつた業務規程が適合性確認の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

法第73条第1項には、登録適合性確認機関は適合性確認業務を開始する前に経済産業大臣に業務規程の届出をしなければならない旨を規定している。

業務規程を変更する場合も業務規程の運用開始前までに届け出る必要がある。

2. 2. 業務規程に定めるべき事項

(業務規程)

規則第一百条 法第七十三条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 適合性確認の業務を行う時間及び休日に関する事項

二 事業所の名称及びその事業所が適合性確認の業務を行う区域

三 適合性確認の料金の収納の方法に関する事項

四 適合性確認の料金の算定の方法に関する事項

五 適合性確認の実施の方法に関する事項

六 適合性確認に関する公正の確保に関する事項

七 適合性確認員の選任及び解任に関する事項

八 適合性確認員の配置に関する事項

九 適合性確認の申請書の保存に関する事項

十 経済産業大臣に対する適合性確認の結果の通知に関する事項

十一 前各号に掲げるもののほか、適合性確認の業務に関し必要な事項

2 登録適合性確認機関は、法第七十三条第一項の規定により業務規程の届出をするときは、様式第七十一の業務規程届出書に業務規程を添えて提出しなければならない。

3 登録適合性確認機関は、法第七十三条第一項の規定により業務規程の変更の届出をするときは、様式七十二の業務規程変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

規則第110条には、業務規程への記載すべき事項及び届出の様式を規定している。

当該記載事項のうち、第1項各号の確認が必要となるが、次の表の左欄に掲げる事項については、

それぞれ同表の右欄に掲げる事項の記載内容を含むものとする。なお、いずれも日本語により記載された業務規程により確認を行う。

第1項第5号 (適合性確認の実施の方法に関する事項)	
・業務体制	確認員を含めた確認業務体制の構築状況
・引用基準	規則第107条に定められる適合性確認を適切に実施するために引用する基準、規格、指針等
・文書・データ	適合性確認の申請者から提出された文書やデータに対する品質や信頼性の確認方法
・適合性確認の手法	設備の設置場所に応じた適合性確認の具体的な手法
・標準処理期間	適合性確認の内容に応じた適切な標準処理期間
第1項第6号 (適合性確認に関する公正の確保に関する事項)	
・コンプライアンス遵守	具体的なコンプライアンスの遵守方法